

議会運営委員会 協議事項

令和2年（2020年）3月2日（月）
＜ 於 ＞ 2 号 委 員 会 室

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について

第4回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年3月2日（月）8:00～

場 所：本庁舎 442 会議室

1 現状の報告

2 各局の対応について

3 今後の対応

新型コロナウイルス感染症の患者発生について

令和 2 年 3 月 1 日
西宮市長 石 井 登志郎

本日 3 月 1 日、西宮市内在住の方が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

市では、私を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染防止対策を行ってまいりましたが、今回の患者発生を踏まえ、感染拡大をできる限り抑制し、市民の健康を守るための対策を関係機関と密に連携しながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

1 市民のみなさまへのお願い

市民のみなさまにおかれましては、国、県、市が発信する新型コロナウイルス感染症の情報に十分注意し、冷静に対応してください。日常的な予防策である手洗いや咳エチケットなどを徹底し、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず外出する場合にはマスクを着用していただくようお願いいたします。

また、事業所におかれましては、風邪の症状や発熱など感染が疑われる方は出勤しないように周知していただくとともに、通勤時の感染リスクを減らすため、テレワークや時差出勤の検討を行うなど、感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

2 感染症対策について

(1) 市が主催、共催等するイベント・集会等の中止又は延期

3 月末日までのイベント・集会等については、原則、中止又は延期します。ただし、試験や卒業式など日程の変更が困難なものについては、感染予防対策を講じた上で実施するものがあります。

(2) 西宮市立学校の臨時休業

3 月 3 日（火）から市立小学校、中学校、高等学校、西宮養護学校を春休みまで臨時休業します。

(3) 市施設の閉鎖

当面の間、公共施設の開館時間や運営方法を変更します。

- ・ 不特定多数の方が利用するスペースはできる限り閉鎖
- ・ 市立学校が臨時休業となる趣旨に基づき、子どもの利用や長時間の滞留を抑制

以 上

市立小学校臨時休業に伴う留守家庭児童育成センターの開所時間延長と児童の預かりについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月3日より、市立学校（幼稚園を除く）を臨時休業とするが、ご家庭の事情でやむを得ず児童の預かりが必要な方を対象に、下記の取組みを行う。

但し、緊急対応のため、応援職員を配置して行う。

留守家庭児童育成センターの開所時間延長

期間	対象	時間	居場所	備考
3月3～25日（月～金）	育成センター利用者	8:00～13:30	育成センター	臨時拡充
		13:30～17(19):00		通常分
3月7,14,21日（土）		8:00～17:00		

育成センター利用者以外の児童の預かり

期間	対象	時間	居場所	備考
3月5～25日（月～金）	※下記	8:30～15:00	学校ランチルーム、図書室	臨時開設

※ 以下の条件を満たす児童で申込みをされた方（申込期限：3月4日12時）

- ・市立小学校1～3年生の児童
- ・両親共働きかひとり親家庭等で近隣に親類等、子供の世話を頼める人がいない児童

担当：こども支援局 子育て支援部 育成センター課

0798-35-3646

教育委員会 学校教育部 学校教育課

0798-35-3857

新型コロナウイルス対策貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける県内中小企業等を支援します

1 融資対象者

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、次に該当する方

- ・ 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近1ヶ月間の売上高等(※)が前年同期に比べて5%以上減少している方

2 融資条件

融 資 限 度 額	1企業・1組合 2.8億円
融 資 利 率	年0.70% (固定利率)
融 資 期 間	10年以内 (うち据置2年以内)
資 金 使 途	運転資金・設備資金
担 保 ・ 保 証 人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信 用 保 証	原則として保証を付ける
取 扱 期 間	令和2年2月25日(火)申込受付分から 令和2年6月30日(火)融資実行分まで

3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます(セーフティネット保証4号の指定)

2020年2月28日

▶ 中小企業・地域経済産業

経済産業省は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

先般全国47都道府県から、新型コロナウイルス感染症によって多数の中小企業・小規模事業者が事業活動に影響を受けている、または受けるおそれが生じたとして、セーフティネット保証4号※の指定の要請がありました。

※売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度です(参考資料)。

これを踏まえ、経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、以下の地域を対象にセーフティネット保証4号を発動することとしました。

【指定地域】47都道府県

3月2日に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、本日から、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

関連資料

- ・ [\(参考資料\)セーフティネット保証4号の概要\(PDF形式:361KB\)](#) 

関連リンク

- ・ [新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報](#) 

担当

中小企業庁 事業環境部 金融課長 貴田

担当者:高橋、小野

電話:03-3501-1511(内線5271~5)

03-3501-2876(直通)

03-3501-6861(FAX)

セーフティネット保証4号の概要

参考資料③

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に基因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

①対象資金:経営安定資金

②保証割合:100%保証

③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →

④保証人:原則第三者保証人は不要

→	{	【一般保証限度額】	
		普通保証	2億円以内
		無担保保証	8,000万円以内
		+	
	{	【別枠保証限度額】	
		普通保証	2億円以内
		無担保保証	8,000万円以内